

介護保険法（平成9年法律第123号）（抜粋）

（不正利得の徴収等）

第二十二條 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一條の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一條の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一條の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一條の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。

二 （略）

三 市町村は、第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四條の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一條第六項、第四十二條の二第六項、第四十六條第四項、第四十八條第四項、第五十一條の三第四項、第五十三條第四項、第五十四條の二第六項、第五十八條第四項又は第六十一條の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

（指定の取消し等）

第七十七條 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一條第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～五 （略）

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六條第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八～十三 （略）

（指定の取消し等）

第八十四條 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六條第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～五 （略）

六 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

七～十二 （略）

(指定の取消し等)

第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十～十二 (略)